

役員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人知足会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、評議員会、理事会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額及び算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 理事の報酬は、1人当たりの各年度の総額が12万円を超えない範囲とする。
- 3 監事の報酬は、1人当たりの各年度の総額が12万円を超えない範囲とする。
- 4 役員等の報酬の額は、別表に定めるとおりの算定方法とする。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬は、職務執行の当日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等が出張する場合は、法人職員旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

1 この規程は平成29年6月24日から施行する。

2 この規程施行にともない、社会福祉法人知足会役員報酬等規程は、廃止する。

<別 表>

役員等の報酬の額

役職名	報酬の額
評議員	会議等への出席：1回につき3000円（源泉所得税控除後）
常勤役員	該当者なし（職員としての給与が支給される者を除く。）
非常勤役員	会議等への出席：1回につき3000円（源泉所得税控除後）